○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（特定無線設備等） 第二条　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 一～十一の二の二　（略） 十一の二の三　設備規則第四十九条の六の三第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備 十一の三～十一の六の三　（略） 十一の六の四　設備規則第四十九条の六の四第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの 十一の六の五　設備規則第四十九条の六の四第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの 十一の七～十一の十の三　（略） 十一の十の四　設備規則第四十九条の六の五第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの 十一の十の五　設備規則第四十九条の六の五第一項及び第五項に	（特定無線設備等） 第二条　法第三十八条の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 一～十一の二の二　（同上） 十一の三～十一の六の三　（同上） 十一の七～十一の十の三　（同上）

おいてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの

十一の十一～十一の二十　（略）

十一の二十の二　設備規則第四十九条の六の九第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の二十の三　設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の二十一～五十二　（略）

五十二の二　設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、送信バースト長が五ミリ秒のもの

五十二の三　設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第六項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、送信バースト長が五ミリ秒のもの

五十三・五十四　（略）

五十四の二　設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十四の三　設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第六項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の十一～十一の二十　（同上）

十一の二十一～五十二　（同上）

五十三・五十四　（同上）

五十五～六十二　（略）

２　（略）

（登録の申請）

第三条　法第三十八条の二の二第一項の登録を受けようとする者は、様式第一号の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

２　法第三十八条の二の二第三項の技術基準適合証明の業務の実施に関する計画を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～四　（略）

３　法第三十八条の二の二第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一～八　（略）

（登録証明機関の登録の更新）

第四条　法第三十八条の二の二第一項の登録を受けた者（以下「登録証明機関」という。）の登録の更新の申請は、登録の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。

２　（略）

（技術基準適合証明の審査等）

第六条　（略）

２・３　（略）

４　登録証明機関は、法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務

五十五～六十二　（同上）

２　（同上）

（登録の申請）

第三条　法第三十八条の二第一項の登録を受けようとする者は、様式第一号の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

２　法第三十八条の二第三項の技術基準適合証明の業務の実施に関する計画を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～四　（同上）

３　法第三十八条の二第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一～八　（同上）

（登録証明機関の登録の更新）

第四条　法第三十八条の二第一項の登録を受けた者（以下「登録証明機関」という。）の登録の更新の申請は、登録の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。

２　（同上）

（技術基準適合証明の審査等）

第六条　（同上）

２・３　（同上）

４　登録証明機関は、法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書

大臣に提出しなければならない。

一～六　（略）

5　技術基準適合証明を受けた者は、法第三十八条の六第三項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

6　技術基準適合証明を受けた者が法第三十八条の六第三項の規定により届出を行わなければならない期間は、当該技術基準適合証明を受けた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。

7　法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

8　（略）

9　技術基準適合証明を受けた者は、当該技術基準適合証明を受けた特定無線設備が法第三章に定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

（公示）

第十六条　（略）

2　法第三十八条の六第四項の公示は、インターネットの利用その

を総務大臣に提出しなければならない。

一～六　（同上）

5　法第三十八条の六第三項の公示は、前項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

6　登録証明機関による技術基準適合証明を受けた者は、技術基準適合証明を受けた日から起算して十年を経過するまでの間、第四項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一～三　（同上）

7　総務大臣は、前項の届出が第五項の公示の内容に変更を及ぼすものであるときは、その変更の内容を公示するものとする。

8　（同上）

（公示）

第十六条　（同上）

2　法第三十八条の六第三項の公示は、インターネットの利用その

他の適切な方法によつて行う。

（工事設計認証の審査等）

第十七条　（略）

２・３　（略）

４　登録証明機関は、法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

一～六　（略）

５　法第三十八条の二十五第一項の認証取扱業者（以下「認証取扱業者」という。）は、法第三十八条の二十九において準用する法第三十八条の六第三項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

６　認証取扱業者が法第三十八条の二十九において準用する法第三十八条の六第三項の規定により届出を行わなければならない期間は、認証工事設計に基づく特定無線設備について検査を最後に行つた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。

他の適切な方法によつて行う。

（工事設計認証のための審査等）

第十七条　（同上）

２・３　（同上）

４　登録証明機関は、法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

一～六　（同上）

５　法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第三項の公示は、前項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

６　法第三十八条の二十五第一項の認証取扱業者（以下「認証取扱業者」という。）は、認証工事設計に基づく特定無線設備について検査を最後に行つた日から起算して十年を経過するまでの間、第四項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、当該特定無線設備の取扱いを終了しているときは、この限りでない。

一～三　（同上）

7　法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

8　（略）

9　登録証明機関は、法第三十八条の二十五第一項の認証工事設計に基づく適合表示無線設備が技術基準に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

10　認証取扱業者は、法第三十八条の二十六の規定により当該認証取扱業者が表示を付した特定無線設備が技術基準に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

（公示）

第二十二条　法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

2　（略）

（承認の申請）

第二十三条　（略）

2　法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の二の二第三項の規定により添付する技術基準適合証明の業務の実施に関する計画を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

7　総務大臣は、前項の届出があつた場合において、当該届出が第五項の公示の内容に変更を及ぼすものであるときは、その変更の内容を公示するものとする。

8　（同上）

9　登録証明機関は、法第三十八条の二十五第一項の認証工事設計に基づく適合表示無線設備が法第三章に定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合していないことを知つたときは、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

（公示）

第二十二条　法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第三項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

2　（同上）

（承認の申請）

第二十三条　（同上）

2　法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の二第三項の規定により添付する技術基準適合証明の業務の実施に関する計画を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～四　（略）

3　法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の二の二第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一～十一　（略）

（技術基準適合証明の審査等）

第二十五条　（略）

2・3　（略）

4　承認証明機関は、法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

一～六　（略）

5　承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者は、法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第三項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

6　承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者が法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第三項の規定により届出を行わなければならない期間は、当該技術基準適合

一～四　（同上）

3　法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の二第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一～十一　（同上）

（技術基準適合証明のための審査等）

第二十五条　（同上）

2・3　（同上）

4　承認証明機関は、法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

一～六　（同上）

5　法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第三項の公示は、前項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

6　承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者は、技術基準適合証明を受けた日から起算して十年を経過するまでの間、第四項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一～三　（同上）

証明を受けた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。

7　法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

8　（略）

9　承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者は、当該技術基準適合証明を受けた特定無線設備が技術基準に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

（公示）

第三十二条　（略）

2　法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

（工事設計認証の審査等）

第三十三条　（略）

2・3　（略）

4　承認証明機関は、法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の種別

7　総務大臣は、前項の届出があつた場合において、当該届出が第五項の公示の内容に変更を及ぼすものであるときは、その変更の内容を公示するものとする。

8　（同上）

（公示）

第三十二条　（同上）

2　法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第三項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

（工事設計認証のための審査等）

第三十三条　（同上）

2・3　（同上）

4　承認証明機関は、法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第二項に規定する報告をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

一　（同上）

二　認証工事設計に基づく特定無線設備の種別

三　工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の型式又は名称

四～六　（略）

5　承認証明機関による工事設計認証を受けた者は、法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第三項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

6　承認証明機関による工事設計認証を受けた者が法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第三項の規定により届出を行わなければならない期間は、認証工事設計に基づく特定無線設備について検査を最後に行つた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。

7　法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

8　（略）

9　承認証明機関による工事設計認証を受けた者は、法第三十八条

三　認証工事設計に基づく特定無線設備の型式又は名称

四～六　（同上）

5　法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第三項の公示は、前項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

6　承認証明機関による工事設計認証を受けた者は、認証工事設計に基づく特定無線設備について検査を最後に行つた日から起算して十年を経過するまでの間、第四項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、当該特定無線設備の取扱いを終了しているときは、この限りでない。

一～三　（同上）

7　総務大臣は、前項の届出が第五項の公示の内容に変更を及ぼすものである場合には、その変更の内容を公示するものとする。

8　（同上）

の三十一第六項において準用する法第三十八条の二十六の規定により当該工事設計認証を受けた者が表示を付した特定無線設備が技術基準に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

（公示）

第三十八条　（略）

2　法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

（検証等）

第三十九条　（略）

2～7　（略）

8　法第三十八条の三十三第三項の届出をした者（以下「届出業者」という。）は、法第三十八条の三十三第五項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第十三号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

9～10　（略）

11　法第三十八条の三十三第五項の規定により届出業者が届出を行わなければならない期間は、同条第三項の届出に係る工事設計に基づく特別特定無線設備について検査を最後に行つた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。

（公示）

第三十八条　（同上）

2　法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第三項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

（検証等）

第三十九条　（同上）

2～7　（同上）

8　法第三十八条の三十三第三項の届出をした者（以下「届出業者」という。）は、法第三十八条の三十三第五項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第十三号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、同条第三項第五号に係る届出にあつては、第二項第一号及び第二号に係る届出に限る。

一～三　（同上）

9～10　（同上）

11　法第三十八条の三十三第五項の規定により届出業者が届出を行わなければならない期間は、同条第三項の届出に係る工事設計に基づく特別特定無線設備について検査を最後に行つた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。ただし、当該特別特定無

12　（略）

13　届出業者は、法第三十八条の三十五の規定により当該届出業者が表示を付した特別特定無線設備が技術基準に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一　技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

(1)・(2)　（略）

(3)　特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別
			（略）
			（第二条第一項）
			（第二条第一項）
			（第二条第一項）
			（第二条第一項）
			（第二条第一項）
			（第二条第一項）
			（第二条第一項）
			（第二条第一項）
			（第二条第一項）
			（第二条第一項）
			（第二条第一項）
			（略）

12　（同上）

線設備の製造又は輸入を終了しているときは、この限りでない。

別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一　（同上）

(1)・(2)　（同上）

(3)　（同上）

（同上）

ア　（同上）

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別
			（同上）
			（同上）
			（同上）
			（同上）
			（同上）
			（同上）
			（同上）

置装信送									
総合周波数特	搬送波電力	プレエンファシス特性	周波数偏移又は周波数偏位又は変調度	比吸収率	空中線電力	スプリアス発射又は不要発射の強度	占有周波数帯幅	周波数	
低周波発振器電	低周波発振器スペクトル分析器	低周波発振器直線検波器	低周波発振器直線検波器又は変調度計	比吸収率測定装置	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器スプリアス電力計又はスペクトル分析器	擬似音声発生器又は擬似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	周波数計又はスペクトル分析器	
					○	○	○	○	備設線無の三の二の号一十第
					○	○	○	○	備設線無の四の六の号一十第
					○	○	○	○	備設線無の五の六の号一十第
					○	○	○	○	備設線無の四の十の号一十第
					○	○	○	○	備設線無の五の十の号一十第
					○	○	○	○	備設線無の二の十二の号一十第
					○	○	○	○	備設線無の三の十二の号一十第
					○	○	○	○	備設線無の二の号二十五第
					○	○	○	○	備設線無の三の号二十五第
					○	○	○	○	備設線無の二の号四十五第
					○	○	○	○	備設線無の三の号四十五第

置装信送									
総合周波数特	搬送波電力	プレエンファシス特性	周波数偏移又は周波数偏位又は変調度	比吸収率	空中線電力	スプリアス発射又は不要発射の強度	占有周波数帯幅	周波数	
低周波発振器電	低周波発振器スペクトル分析器	低周波発振器直線検波器	低周波発振器直線検波器又は変調度計	比吸収率測定装置	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器スプリアス電力計又はスペクトル分析器	擬似音声発生器又は擬似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	周波数計又はスペクトル分析器	

性	総合歪及び雑音	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	搬送波を送信していないときの電力	送信速度	副次的に発する電波等の限度	感度	通過帯域幅	減衰量	スプリアス・レスポンス	隣接チャネル選択度
						置装信受					
力計	低周波発振器直線検波器歪率雑音計	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器オシロスコープ	電界強度測定器又はスペクトル分析器	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器周波数計レベル計	標準信号発生器周波数計レベル計	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	低周波発振器標準信号発生器レベル計又はオシロスコープ
			○		○						
			○		○						
			○		○						
			○		○						
			○		○						
			○								
			○								
			○	○							
			○	○							
			○	○							
			○	○							

性	総合歪及び雑音	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	搬送波を送信していないときの電力	送信速度	副次的に発する電波等の限度	感度	通過帯域幅	減衰量	スプリアス・レスポンス	隣接チャネル選択度
						置装信受					
力計	低周波発振器直線検波器歪率雑音計	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器オシロスコープ	電界強度測定器又はスペクトル分析器	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器周波数計レベル計	標準信号発生器周波数計レベル計	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	低周波発振器標準信号発生器レベル計又はオシロスコープ

	感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計																		
	相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計																		
	局部発振器の周波数変動	周波数計																		
	ディエンファシス特性	低周波発振器直 線検波器																		
	総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計																		

注１～18　（略）

19　設備規則第九条の二第六項に規定するデータ伝送装置を使用する無線局の無線設備に限る。

20・21　（略）

イ・ウ　（略）

二・三　（略）

別表第二号　工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）

第一　第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

	感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計							
	相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計							
	局部発振器の周波数変動	周波数計							
	ディエンファシス特性	低周波発振器直 線検波器							
	総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計							

注１～18　（同上）

19　設備規則第九条の二第七項に規定するデータ伝送装置を使用する無線局の無線設備に限る。

20・21　（同上）

イ・ウ　（同上）

二・三　（同上）

別表第二号　工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）

第一　陸上移動局（ＰＨＳの陸上移動局、狭域通信システムの陸上移動局及び５GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局を除く。）、携帯局、第２条第１項第１号の４に規定する指令局、船舶局、船上通信局、気象援助局、50GHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局、同項第１号の15に規定する無線局、同項第６号、第６号の２若しくは第６号の３に規定する構内無線局、同項第10号の３、第11号の２、第11号の２の２、第11号の５、第11号の６から第11号の６の３まで、第11号の９、第11号の10から第11号の10の３まで、第11号の13、第11号の14、第11号の16、第11号の18、第11号の20、第11号の22、第11号の24、第11

号の27、第11号の28、第15号、第19号の５、第19号の６若しくは第31号の２に規定する基地局、時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局若しくは直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第16号から第18号まで、第24号、第38号、第44号若しくは第45号に規定する固定局、同項第20号若しくは第20号の２に規定するデジタル指令局、ＰＨＳの基地局、ＰＨＳの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局若しくはＰＨＳの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第25号の４に規定する基地局若しくは携帯基地局、同項第27号に規定する特別業務の局、狭域通信システムの基地局、同項第19号の７、第19号の８、第41号若しくは第43号に規定する基地局若しくは陸上移動中継局、同項第49号若しくは第50号に規定する基地局若しくは直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第53号に規定する基地局若しくは時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第55号に規定する基地局若しくは時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動

（図略）

注１　（略）

２　２の(1)の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。

(1)・(2)　（略）

(3)　無線設備の送信空中線の絶対利得に応じて空中線電力の許容値が規定されている場合であつて、当該許容値が異なる１又は２以上の空中線を使用するときは、当該許容値ごとにその最大空中線電力と送信空中線の絶対利得の最大値をそれぞれ記載すること。

（記載例）　Ｘ７Ｗ　　２０Ｗ（１７ｄＢｉ）
　　３．２Ｗ（２５ｄＢｉ）

３～７　（略）

８　３の(2)の欄は、次によること。

(1)　25.21MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものに限り記載するものとし、Ｇｉｓ（絶対利得）で表示すること。ただし、第２条第１項第１号の４、第10号、第11号、第11号の３、第11号の４、第11号の７、第11号の８、第11号の８の２、第11号の19、第20号、第20号の２、第49号、第51号又は第52号の２から第54号の３までに掲げる無線設備（第２条第１項第１号の４に掲げるものについては、設備規則第49条の７第２号のロの(3)に規定する機能を有するものに限る。）

無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局又は同項第61号に規定する基地局若しくは200MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備の工事設計書

（同左）

注１　（同左）

２　（同左）

(1)・(2)　（同左）

(3)　第２条第１項第49号、第51号、第53号又は第54号に掲げる無線設備の空中線電力の許容値が異なる１又は２以上の空中線を使用する場合にあつては、当該許容値ごとにその最大空中線電力と送信空中線の絶対利得の最大値をそれぞれ記載すること。

（記載例）　Ｘ７Ｗ　　２０Ｗ（１７ｄＢｉ）
　　３．２Ｗ（２５ｄＢｉ）

３～７　（同左）

８　（同左）

(1)　25.21MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものに限り記載するものとし、Ｇｉｓ（絶対利得）で表示すること。ただし、第２条第１項第１号の４、第10号、第11号、第11号の３、第11号の４、第11号の７、第20号、第20号の２、第49号、第51号、第53号又は第54号に掲げる無線設備（第２条第１項第１号の４に掲げるものについては、設備規則第49条の７第２号のロの(3)に規定する機能を有するものに限る。）であつて、２以上の空中線を使用する場合にあつては、型式

であつて、２以上の空中線を使用する場合にあつては、型式及び構成ごとに上限値のみを記載すること。	及び構成ごとに上限値のみを記載すること。
(2)　（略）	(2)　（同左）
９～12　（略）	９～12　（同左）
第二～第六　（略）	第二～第六　（同左）
別表第三号　工事設計認証の審査（第十七条及び第三十三条関係） 第十七条及び第三十三条の工事設計認証の審査は、次に掲げるところにより行うものとする。 一～三　（略）	別表第三号　工事設計認証のための審査（第十七条及び第三十三条関係） 第十七条及び第三十三条の工事設計認証のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。 一～三　（同上）
様式第１号（第３条、第４条及び第23条関係） 登　録 登録更新　申請書 承　認　年　月　日 総務大臣　殿 郵便番号 住　所 (ふりがな) 氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名） 電話番号	様式第１号（第３条、第４条及び第23条関係） 登　録 登録更新　申請書 承　認　年　月　日 総務大臣　殿 郵便番号 住　所 (ふりがな) 氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名） 電話番号

登録番号及び登録年月日（注１） 第38条の２の２第１項の登録 電波法第38条の４第２項の登録 の更新 を受けたいので、下記 第38条の31第１項の承認 のとおり申請します。 記 １～５　（略） 注１～７　（略） 様式第６号（第６条、第17条、第25条及び第33条関係） （略） 電波法 第38条の６第３項 第38条の29において準用する同法第38条の６第３項 第38条の31第４項において準用する同法第38条の６第３項 第38条の31第６項において準用する同法第38条の６第３項 の規定により、下記のとおり届け出ます。 （略） 様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係） （略） 注１～３　（略） ４　技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の３文字	登録番号及び登録年月日（注１） 第38条の２第１項の登録 電波法第38条の４第２項の登録 の更新 を受けたいので、下記 第38条の31第１項の承認 のとおり申請します。 記 １～５　（同左） 注１～７　（同左） 様式第６号（第６条、第17条、第25条及び第33条関係） （同左） 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 第６条第６項 第17条第６項 第25条第６項 第33条第６項 の規定により、下記のとおり届け出ます。 （同左） 様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係） （同左） 注１～３　（同左） ４　（同左）

は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、４文字目又は４文字目及び５文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
（略）	（略）
第２条第１項第11号の２の２に掲げる無線設備	ＷＶ
第２条第１項第11号の２の３に掲げる無線設備	ＤＴ
（略）	（略）
第２条第１項第11号の６の３に掲げる無線設備	ＺＶ
第２条第１項第11号の６の４に掲げる無線設備	ＥＴ
第２条第１項第11号の６の５に掲げる無線設備	ＦＴ
（略）	（略）
第２条第１項第11号の10の３に掲げる無線設備	ＢＵ
第２条第１項第11号の10の４に掲げる無線設備	ＧＴ
第２条第１項第11号の10の５に掲げる無線設備	ＨＴ
（略）	（略）
第２条第１項第11号の20に掲げる無線設備	ＩＵ
第２条第１項第11号の20の２に掲げる無線設備	ＩＴ
第２条第１項第11号の20の３に掲げる無線設備	ＪＴ
（略）	（略）
第２条第１項第52号に掲げる無線設備	ＪＶ
第２条第１項第52号の２に掲げる無線設備	ＫＴ
第２条第１項第52号の３に掲げる無線設備	ＬＴ
（略）	（略）

特定無線設備の種別	記号
（同左）	（同左）
第２条第１項第11号の２の２に掲げる無線設備	ＷＶ
（同左）	（同左）
第２条第１項第11号の６の３に掲げる無線設備	ＺＶ
（同左）	（同左）
第２条第１項第11号の10の３に掲げる無線設備	ＢＵ
（同左）	（同左）
第２条第１項第11号の20に掲げる無線設備	ＩＵ
（同左）	（同左）
第２条第１項第52号に掲げる無線設備	ＪＶ
（同左）	（同左）

第２条第１項第54号に掲げる無線設備	ＬＶ
第２条第１項第54号の２に掲げる無線設備	ＭＴ
第２条第１項第54号の３に掲げる無線設備	ＮＴ
（略）	（略）

第２条第１項第54号に掲げる無線設備	ＬＶ
（同左）	（同左）